

品川区医師臨床研修(地域保健研修)実施要綱

制定 平成17年4月1日 区長決定
要綱第39号
平成21年3月10日 要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に基づき臨床研修病院（以下「病院」という。）が、医師臨床研修の研修協力施設としての品川区保健所各課および各保健センター（以下「保健所等」という。）において地域保健研修（以下「研修」という。）を実施するにあたり、研修医の受入れ、研修内容等に関し必要な事項を定める。

(研修の目的)

第2条 研修は、研修医に医師としての人格をかん養させ、また将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、保健所等の役割を理解させるとともに、地域保健、公衆衛生活動に関する基礎的態度和び考え方を身に付けさせる事を目的とする。

(研修期間)

第3条 研修期間は、研修医1名につき、原則1月以内とする。

(研修医の身分)

第4条 研修医は、病院の職員としての身分を有したまま、保健所等において受入れるものとする。

(受入れ手続き)

第5条 病院長は、当該病院の研修医について、保健所等での研修を希望するときは、申請書（別記第1号様式）を区長に提出する。

2 区長は、前項の申請書の提出を受けたときは、病院と受入れ数の調整を行い、研修医の受入れを適当と認めるときは、承諾書（別記第2号様式）により病院長に通知し、不適当と認める場合は、その旨を文書で病院長に通知する。

(協定書の締結)

第6条 区長は、前条第2項により研修医の受入れについて承諾したときは、病院との間で協定書（別記第3号様式）を締結する。

(研修内容)

第7条 研修内容については、保健所長と病院長との間で協議のうえ決定する。

(研修指導)

第8条 研修医は、保健所等の指導医の指示に従い、研修を受ける。

(研修費用の負担)

第9条 区長は、研修に係る費用について、実費に相当する額を、病院長に請求することができる。

2 前項の実費に相当する額は、研修期間および内容等に応じて、区長が別途定める。

3 区長は、研修費用を請求するときは、病院長に書面により通知し、病院長は区の指定する方法により研修費用を支払うものとする。

(勤務条件)

第10条 研修医の研修従事時間は、特に定める場合を除き、区の職員の例による。

2 前項に規定するもののほか、休日、休暇等の勤務条件は、病院の例による。

(給与および費用弁償等)

第11条 研修期間における研修医に対する給与および研修に伴う交通費等の諸経費については、病院の負担とする。

2 研修医の健康保険、厚生年金保険および雇用保険等については、病院における被保険者資格を継続する。

(服務)

第12条 研修医は、研修期間中、区職員に適用される法令等を遵守し、研修に専念しなければならない。

2 研修医は、区の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第13条 研修医は、研修の際知った秘密を研修期間中はもとより、研修終了後も漏らしてはならない。

2 研修医が研修に関連する事項等を発表する場合には、事前に区長の許可を受けなければならない。

(受入れの解除等)

第14条 区長は、研修医が、第12条または第13条の規定に反する行為を行ったと認める場合は、病院長に通知のうえ、研修を中止し、または研修医の受入れを解除することができる。

(事故責任等)

第15条 研修中に研修生に発生した事故については、当該事故の発生に関し区に重大な過失のある場合を除き、区は責任を負わない。

2 研修医が、故意または過失により区または第三者に損害を与えた場合は、研修医およ

び病院が連帯して責任を負う。

- 3 前項により発生した損害に対する賠償について、区長が病院長に代わって損害賠償を行った場合は、病院長は区長の請求により支払相当額を区長に支払わなければならない。

(研修医の評価)

第16条 区長は、研修期間終了後、研修医の評価を行い、病院長に対して書面にて通知する。

- 2 評価の方法については、保健所長と病院長との間で協議のうえ決定する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、研修に関して必要な事項は、保健所長が病院長と協議のうえ決定する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年4月1日第1条改正)